CONTENTS

広　報

2 2021 FEBRUARY No.712

2021年2月1日発行
発行　羽曳野市 市長公室 秘書課
583-8585 羽曳野市誉田 4-1-1
072-958-1111（代表）
URL　https://www.city.habikino.lg.jp/
mail　mailbox@city.habikino.lg.jp

音声版「声の広報」は市ウェブサイトからダウンロードできます。

QRコードはデンソーウェーブの登録商標です。

●今月の表紙
これまで新型コロナウイルス感染症対策にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。ご自身と周りの大切な人たちの健康を守るため、今一度「心を１つ」に収束に向かって進んで行きましょう。

もくじ

2 市長挨拶
3 公開シンポジウム／懐風館高校
4 新型コロナウイルス感染症関連／幼児教育保育無償化のご案内
5 LIC ウェルネスゾーン
6 図書館だより／サラダボール
7 国民年金／かかりつけ健康メール／東洋医療
8 街かどから／こんにちはあかちゃん
10 富田林税務署からのお知らせ
12 すくすく子育て
14 健康ふぁみりー
16 制度／お知らせ／募集　など
26 社会福祉協議会／シルバー人材センター
27 2月の相談日程
28 LICNEWS

羽曳野市
市章は“羽”の文字を抽象的に図案化し、シンプルに表現したもの。鳥のはばたきのような市の雄飛と発展性を示しています。

面積…26.45k㎡
人口…110,106人（前月比±0）
男…　52,352人
女…　57,754人
世帯…　50,589
（令和2年12月31日現在）

昨年に続き、2度目の緊急事態宣言が発出されました。感染者は増え続け、変異種が複数確認されており、医療現場はひっ迫しています。

医療崩壊が起これば、助かる命が救えなくなります。そういった状況を防ぐため、私たちは意識を高め、これまで以上に感染予防対策を徹底し、この難局を共に乗り越えてまいりましょう。

その先には必ず明るい未来が待っています！

羽曳野市長　山入端（やまのは） 創

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言について

令和3年1月13日、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、緊急事態宣言が発出されました。市民の皆様におかれましては、感染拡大の防止にご協力をお願いします。

1. 外出・移動
不要不急の外出や移動は自粛すること。特に、20時以降は徹底すること。
※医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては対象外とする。

2. イベントの開催
規模要件（人数上限等）を設定し、要件に沿った開催を徹底すること。
※人数上限5,000人かつ収容率50%以下、飲食を伴わないこと。

3. 施設の使用制限
飲食店等に対する営業時間短縮（5時～20時）を要請。ただし、酒類の提供は11時～19時までとする。飲食店以外の施設についても、同様の働きかけを行う。
※飲食店（居酒屋・喫茶店等を含み、宅配・テークアウトサービスは除く）

4. 職場への出勤
「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務（テレワーク）や時差出勤、ローテーション勤務等を推進すること。事業継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務抑制をお願いします。
※職場においては、感染防止のための取り組みや3密の回避を徹底すること。さらに、職場や店舗等に関して、業種別ガイドライン等を実践するよう働きかけること。

5. 学校等
一律に臨時休業を求めるのではなく、感染防止対策を徹底すること。大学等については、オンライン授業の効果的実施等により学修機会を確保すること。
※部活動や課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについて、学生等に注意喚起を徹底すること。部活動における感染リスクの高い活動は自粛すること。

緊急事態措置の実施期間は令和3年2月7日まで（令和3年1月13日現在）